

(写)

29 西子保第 1 1 1 6 号

平成 29 年 9 月 11 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 林 たつや 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 28 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について (通知)

平成 29 年 3 月 29 日付 28 西監第 186 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、実施起案等の書類に記載誤りや記載漏れ、押印漏れなどが見受けられた。</p> <p>また、一体的に契約可能な内容にもかかわらず個別契約で主管課契約となっているものがあった。</p> <p>「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>「契約事務の手引き」や「契約の手続きチェックシート」等を参照して、適正な事務執行に努める。</p>
指摘事項 2	<p>利用者負担の減額及び免除（以下、減免という。）について、西東京市事務決裁及び専決規程では、減免の決定は、法令、条例、規則等で基準が明示されているものは部長、基準が明示されていないものは副市長の専決事案と定めているが、保育に係る利用者負担の減免の決定について、課長決裁で処理されていた。</p> <p>規程にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>起案により決裁欄を設定する際には、西東京市事務決裁及び専決規程を確認して行う。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>公印の押印について、西東京市公印規則では、公印の押印を求めようとするときは、押印しようとする文書等に決裁済みの起案文書を添えて、公印管守者又は主任の承認を得ること、また、公印管守者等は、押印を承認したときは、起案文書の承認者欄に認印を押印することを定めているが、公印を押印した文書の起案文書の承認者欄に押印がないものが見受けられた。</p> <p>規則にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
-------------------	--

<p>是正・改善措置</p>	<p>公印を押印する際は、起案文書と押印する文書の照合を行うとともに、起案文書の承認欄の押印確認を行い、複数の承認を同時に受ける場合には、すべての承認を得られたかを確認する。</p>
----------------	---

<p>指摘事項 4</p>	<p>行政財産使用料について、西東京市行政財産使用料条例では、行政財産使用料の額の算定について定めているが、算定方法に誤りのあるものが見受けられた。</p> <p>条例にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
-------------------	---

<p>是正・改善措置</p>	<p>西東京市行政財産使用料条例を所管する管財課に確認しつつ、課内の職員に周知徹底し、適正な事務を行う。</p>
----------------	--

<p>指摘事項 5</p>	<p>各種補助金申請に係る書類について、西東京市認証保育所補助金交付要綱に定められた実績報告書が未提出のものや、西東京市小規模保育整備促進支援事業費補助金交付要綱に定められた申請書添付書類に漏れがあるものなどが見受けられた。</p> <p>要綱にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
-------------------	---

<p>是正・改善措置</p>	<p>添付書類の精査を行い、要綱改正を行うとともに、提出リストの作成や、申請書の添付書類欄の確認を励行するなどして、適正な補助金の交付事務に努める。</p>
----------------	--